

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項)

2023 年 6 月 2 日

株式会社佐藤渡辺

2023年6月2日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都港区南麻布一丁目18番4号
株式会社佐藤渡辺
代表取締役社長 石井 直孝

株式会社佐藤渡辺（以下、「当社」といいます。）は、2023年2月21日付で佐々幸建設株式会社（以下、「佐々幸建設」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、佐々幸建設を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定により、2023年3月17日付で官報にて公告し、かつ、知れている債権者に各別に催告を行いました。所定の期間内に同条第1

項の規

定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第 797 条）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 3 月 17 日付の官報及び 2023 年 3 月 20 日付の電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2023 年 6 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 6 月 15 日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項)

2023 年 2 月 21 日

佐々幸建設株式会社

2023年2月21日

吸収合併に係る事前開示書類

岩手県気仙郡住田町世田米字大崎 32 番地 6

佐々幸建設株式会社

代表取締役社長 山口 賢司

佐々幸建設株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2023年2月21日付で株式会社佐藤渡辺（以下、「佐藤渡辺」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、佐藤渡辺を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子間会社の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項
【吸収合併存続会社】
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）によりご覧いただけます。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

以上



合併契約書

株式会社佐藤渡辺（以下「甲」という。）及び佐々幸建設株式会社（以下「乙」という。）は、両社の合併（以下「本合併」という。）に関して次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

甲、乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号 株式会社佐藤渡辺

住所 東京都港区南麻布一丁目18番4号

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号 佐々幸建設株式会社

住所 岩手県気仙郡住田町世田米字大崎32番地6

第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年6月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（財産の引継ぎ）

乙は、2022年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第5条（善管注意義務）

甲、乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

第6条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引続き雇用する。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議の上、決定する。

第7条（合併承認）

甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、各自記名押印のうえ、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2023年2月21日

東京都港区南麻布1丁目18番4号
(甲) 株式会社佐藤渡辺
代表取締役 石井直孝

(乙)
岩手県気仙郡住田町世田米字大崎32番地6
佐々幸建設株式会社
代表取締役 山口賢司